

社会福祉法人ひゅうが福社会 評議員の費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ひゅうが福社会評議員の費用弁償に関し必要な事項を定める。

(費用弁償)

第2条 評議員がその職務のため、評議員会に出席した場合には、次に掲げる費用を弁償する。

- | | | |
|---------|--------|-----------------------|
| (1) 交通費 | 実費 | (市内は、職員旅費規程により支給しない。) |
| (2) 日当 | 別表のとおり | |

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。